

# 遺産の分割は 手続きが大変です



え、こんなに…

とある家庭の話。父親が他界し、母親と長女、長男が、そろって市役所へ行くことに。まずは死亡届けを提出しに市民課へ。その後、案内されたのが年金児童手当課。ここで遺産年金の手続きです。やれやれと思ったところ、今度は高齢社会室で介護保険、さ

らに国民健康保険課で健康保険の脱退の手続き。この段階で3人もヘトヘトです。

でもこれで終わりではありません。今度は法務局を紹介されて、家屋と不動産の相続登記の手続きについての説明が延々と続き、とどめはその隣の税務署。幸いにして相続税の対象になるほどの財産額でないことがわかり、ほっとひと安心でしたが、これから待ち構える手続きの多さに疲労感を覚える3人でした。

でも肝心なのは、ここから。これまで父親名義だった公共料金の名義を変更しなければいけませんし、保険会社へ連絡して死亡保険金請求の手続きも。そうそう、自動車も名義を変更しないとそ

のままでは使えませんし、電話加入権の名義変更や携帯電話の解約、運転免許証の返却もやっておく必要があります。家以外にも不動産を持つていたらしいけど、詳細はよくわかりません。ふと気付けば、自宅のポストには、亡き父宛ての郵便物がいっぱい。

故人が遺言をのこしてくれていれば、まずは故人の意思に沿って財産を分けることができますが、それがなければ、法定相続人が集まって、どう遺産を分けるか話し合うこととなります。大雑把でも財産の全体像を把握するには、それなりに時間もかかりますし、それ以前に、財産を引き継ぐ相続人って誰がなるの? なんて疑問もできます。もちろん書類を用意して、具体的に財産を相続していく必要があります。

## 実際に困るのは「手続き」

この家の例のように、大切な人が亡くなったあと、遺族には様々な手続きが待ち構えています。避けては通れない問題ですが、なかなかひと筋縄ではいきません。とくに遺産の分割は、相続人全員の合意と、書類の準備が必要で

そうです。相続は結構、大変なんです。相続と聞くと、よく相続順位や法定相続分といった内容が話題になりますが、現実問題、遺族が戸惑うのは財産を譲り受ける際の手続きや、書類の準備と言った問題です。すみやかに手続きしないと、生活に支障が出てくることもあり得るだけに、基本を知らずに、その日を迎えるのはあまりに無防備です。いざというときに困らないよう、まずはどんな流れになるのか、しっかり確認していきましょう。

## 法定相続分を再確認!



### 順番は?

- 第1順位 : 子ども
  - 第2順位 : 親
  - 第3順位 : 兄弟姉妹
- \*配偶者は全部の対象



### 配偶者と子どもの場合は?

- 配偶者 : 1/2
- 子ども : 1/2



### 配偶者と親の場合は?

- 配偶者 : 2/3
- 親 : 1/3



### 配偶者と兄弟姉妹の場合は?

- 配偶者 : 3/4
- 兄弟姉妹 : 1/4



ケーキを分けるように  
簡単にはいきません



# 遺産の分け方いろいろ

## 投資信託



**投資信託**を相続する場合、一般に名義を変更して、投資をそのまま保有するか、解約など現金化して譲り受けるかを選択することになります。預貯金と違って、価値が変動するので、タイミングによって、受け取る金額に差がでてくる点は注意が必要です。まずは亡くなった人が投資信託を購入した銀行や証券会社の窓口に行って、名義変更や解約などの手続きを確認します。複数の相続人で相続する場合、ファンドを口数で按分して譲り受けることも可能です。基本的に、投資信託を新たに購入するときと同じ手続きとなりますので、来店の上、ファンドのリスク説明などを受ける必要があります。

## 自動車



**自動車**を相続する場合、地元の運輸支局などで名義変更の手続きを行います。一般には車を所有していた故人の戸籍謄本、遺産分割協議書、あるいは運輸支局が用意する所定の用紙に、相続人全員が署名、押印し、自動車を譲り受ける相続人の印鑑証明書を用意します。もしディーラーなどに代行してもらう場合は、別途、委任状も必要です。また、故人と同居していない場合は、車庫証明書を用意する必要があります。もし手続きせずに自動車を利用すると、事故を起こした際や、売却する際などに、思わぬトラブルとなる可能性があります。

## 家



**土地や家屋**を相続する時は、法務局で相続による所有権移転登記をします。要は、その不動産の名義を変えるということ。実際に、相続人が住んでいるといっても、登記簿上の所有者が故人のままだと、不動産を売却することもできませんし、抵当権を設定することもできません。また将来、その不動産を譲り渡す時が来た場合、手続きがより煩雑になってしまいます。登記は強制ではありませんが、早めに実施することが望まれます。登記申請書のほか、被相続人と相続人双方の戸籍関連書類と、被相続人の住民票の除票、家を相続する相続人の住民票の写し、相続不動産の固定資産評価証明書などが必要になります。また法定相続分によらずに相続する場合は、遺産分割協議書と相続人全員の印鑑証明書も必要です。

# 投資、家、車、保険

# さあ、どう分ける?

**基本は  
どれも一緒です**

銀行取引についても、預金口座

以外に投資信託や国債も購入できますし、証券会社を通じて株式の売買をしている場合もあります。また自宅や車の相続も、できるだけ早めに手続きしておきたいところです。左は、相続手続きの対象となりやすい、「投資信託」「自動車」「家」について、そのポイントをまとめたものです。どれも基本は、所定の用紙に相続人全員の署名・押印をし、故人と相続人との関係を明らかにする書類（つまりは戸籍謄本など）と印鑑証明書を添付します。

ゆうちょ銀行の貯金口座を相続する場合、相続確認表に必要事項を記入し、近くのゆうちょ銀行または郵便局に提出します。貯金事務センターから相続手続きについての案内書が送られてくるので、各種請求書、必要書類などを用意して、原則、最初に申し出た営業窓口へ提出します。

処理が終わると貯金事務センターから代表相続人宛てに、払い戻しに関わる証書もしくは名義書き換え済みの通帳などが送られてきます。証書を営業窓口へ提出すれば、払戻金を受け取ることもできるしくみです。

必要書類は銀行と同じく、故人の戸籍謄本、相続人全員の印鑑証明書などになります。

ここでなぜ戸籍が必要なのかについて触れておきましょう。そもそも戸籍とは日本人（日本国籍）であることの証ですが、同時に「生死」「親子関係」「夫婦関係」を記録するものでもあります。つまり戸籍をたどれば、相続人となる人（配偶者・子ども・親・兄弟姉妹など）を調べることができるようになります。

ですが生まれた時の本籍は親と同じでも、結婚などをきっかけに親の戸籍から出て、新しく夫婦の戸籍を作ることになります。相続人を確定するには、故人の生

**そもそも  
戸籍とは**

ここでなぜ戸籍が必要なのかについて触れておきましょう。

また時からの戸籍が必要になるため、転籍している場合は、転籍前に籍のあった自治体から取り寄せて、出生からの連続した戸籍を準備することになります。この手続きの煩雑さが、遺産分割のひとつのネックになります。

一般に遺産分割の際は、財産の種類に応じて戸籍謄本が必要となるケースがたびたび出てきますので、あらかじめ数枚用意しておくほうが無難でしょう。

